

令和7年3月25日

香川県知事 池田 豊 人

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(医療機関等の指定申請書等) 第23条 略 2・3 略 4～6 略 第54号様式（第23条関係） (表) 生活保護法指定医療機関指定（指定更新）申請書 香川県知事 殿 申請者 住所氏名 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 生活保護法第49条の規定による生活保護法指定医療機関の指定（生活保護法第49条の3第1項の規定による生活保護法指定医療機関の指定の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。 略 (注意) 1・2 略 (裏) 略	(医療機関等の指定申請書等) 第23条 略 2・3 略 <u>4 前3項の申請書は、指定を受けようとする医療機関、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地を所管する福祉に関する事務所の長を経由して知事に提出しなければならない。</u> 5～7 略 <u>8 前3項の届出書は、指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関の所在地又は住所地を所管する福祉に関する事務所の長を経由して知事に提出しなければならない。</u> 第54号様式（第23条関係） (表) 生活保護法指定医療機関指定（指定更新）申請書 香川県知事 殿 申請者 住所氏名 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 生活保護法第49条の規定による生活保護法指定医療機関の指定（生活保護法第49条の3第1項の規定による生活保護法指定医療機関の指定の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。 略 (注意) <u>1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所地を所管する福祉事務所を経由して提出してください。</u> <u>2・3 略</u> (裏) 略

第55号様式（第23条関係）

(表)

略

(裏)

(注意)
貴機関等が指定された場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関として指定されたこととなります。

記載要領

略

第55号様式の2（第23条関係）

(表)

生活保護法指定助産機関（施術機関）指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

生活保護法第55条第1項の規定による生活保護法指定助産機関（施術機関）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

略

(注意)
1～3 略

(裏)

略

第56号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）について変更したので、生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

略

(注意)
1・2 略

(裏)

略

第55号様式（第23条関係）

(表)

略

(裏)

(注意)
1 この書類は、香川県知事あてに所在地を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
2 貴機関等が指定された場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関として指定されたこととなります。

記載要領

略

第55号様式の2（第23条関係）

(表)

生活保護法指定助産機関（施術機関）指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

生活保護法第55条第1項の規定による生活保護法指定助産機関（施術機関）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

略

(注意)
1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
2～4 略

(裏)

略

第56号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）について変更したので、生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

略

(注意)
1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
2・3 略

(裏)

略

第57号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）休止（廃止）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり休止（廃止）したので、生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2
項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

略

(注意)
1～3 略

(裏)

略

第58号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）再開届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

次のとおり再開したので、生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項におい
て準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

略

(注意)
1・2 略

(裏)

略

第57号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）休止（廃止）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり休止（廃止）したので、生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2
項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

略

(注意)
1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してくだ
さい。
2～4 略

(裏)

略

第58号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）再開届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

次のとおり再開したので、生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項におい
て準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

略

(注意)
1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してくだ
さい。
2・3 略

(裏)

略

第59号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）処分届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

次のとおり処分を受けたので、生活保護法施行規則第14条第4項の規定により届け出ます。

略

(注意)
この書類は、次の場合に速やかに提出してください。
(1)～(4) 略

(裏)

略

第60号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）指定辞退届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

生活保護法第51条第1項（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）
の規定により生活保護法指定医療機関（介護機関・助産師・施術者）の指定について辞退したいので、
届け出ます。

略

(注意)
1・2 略

(裏)

略

第59号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）処分届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

次のとおり処分を受けたので、生活保護法施行規則第14条第4項の規定により届け出ます。

略

(注意)
1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してくだ
さい。
2 この書類は、次の場合に速やかに提出してください。
(1)～(4) 略

(裏)

略

第60号様式（第23条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関（介護機関・助産機関・施術機関）指定辞退届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

生活保護法第51条第1項（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）
の規定により生活保護法指定医療機関（介護機関・助産師・施術者）の指定について辞退したいので、
届け出ます。

略

(注意)
1 この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所を所管する福祉事務所を経由して提出してくだ
さい。
2・3 略

(裏)

略

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第54号様式から第60号様式までによる用紙は、当分の間、修正して使用することができる。